

令和5年12月13日

建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体 御中

国土交通省  
財務省  
国税庁

## インボイス制度に関する周知等について（協力依頼）

平素より建設業行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年10月1日より、消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始され、貴団体傘下の建設業者におかれましては、様々なご対応をいただいていることと存じます。

インボイス制度の円滑な定着に向け、下記のとおり、事業者の皆さまから多く寄せられるご質問の公表や相談窓口一覧の更新等を行っているところです。

インボイス制度に関連した各種相談体制・支援策等については、制度開始後においても、引き続き継続する予定となっております。これまで数次にわたり周知の御協力をお願いしてまいりましたが、インボイス制度の円滑な定着に向け、貴団体傘下の建設業者やその取引先における対応を的確に進めていただく観点から、引き続き周知・広報にご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

- 資料1 お問合せの多いご質問
- 資料2 インボイス制度に関する相談窓口一覧
- 資料3 インボイス制度開始後において特にご留意いただきたい事項（令和5年11月）
- 資料4 登録申請書の書き方 フローチャート
- 資料5 リーフレット（対面でのご相談にも対応しています）
- 資料6 リーフレット（令和5年10月インボイス制度開始後 等）

なお、別紙については、資料等の掲載先 URL となっておりますので併せてご活用ください。

以上

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

○ 資料1

【国税庁 お問い合わせの多いご質問】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0521-1334-faq.pdf>

○ 資料2

【国税庁 インボイス制度に関する相談窓口一覧】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023002-076.pdf>

○ 資料3

【国税庁 インボイス制度開始後において特にご留意いただきたい事項(令和5年11月)】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023011-111.pdf>

○ 資料4

【国税庁 登録申請書の書き方 フローチャート】

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/pdf/0022012-012.pdf>

○ 資料5

【国税庁 対面でのご相談にも対応しています】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023009-086.pdf>

○ 資料6

【国税庁 令和5年10月インボイス制度開始後】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023010-121.pdf>

【国税庁 消費税の期限内納付・納税資金積立案内、納税に関する総合案内】

[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/shohizei\\_kigen.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/shohizei_kigen.pdf)

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm#a07>